

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第20条第1項に基づく情報の公表について

採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和4年度）	
一般職員	71.4%
任期付採用職員	100.0%
臨時的任用職員	—
非常勤職員	0.0%

※臨時的任用職員の採用がないため、「—」としている。

労働者に占める女性労働者の割合（令和5年4月現在）	
一般職員	35.5%
任期付採用職員	100.0%
臨時的任用職員	—
再任用職員	7.8%
非常勤職員	72.7%

※臨時的任用職員の採用がないため、「—」としている。

管理職に占める女性労働者の割合（令和5年4月現在）
5.8%

役員に占める女性割合（令和5年4月現在）
16.7%

男女の平均継続勤続年数の差異（令和5年4月現在）	
女性	男性
14.2年	24.1年

男女の賃金の差異（令和4年度） （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）	
全労働者	79.7%
正規労働者	80.6%
非正規労働者	93.4%

【説明】

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月から令和5年3月まで）

賃金：本俸、超過勤務手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

正規労働者：一般職員、再任用フルタイム職員

非正規労働者：再任用短時間勤務職員（定年前、暫定含む。）、臨時的任用職員、
任期付採用職員、非常勤職員

再任用短時間勤務職員（定年前、暫定含む。）及び非常勤職員は、正規雇用労働者の
所定労働時間等を参考として、人員数を換算。

【差異についての補足説明】

全労働者における男女の賃金の差異は、採用した正規労働者に占める女性労働者の割合、正規労働者に占める女性労働者の割合、管理職に占める女性労働者の割合及び男女の平均勤続年数の差異が影響。